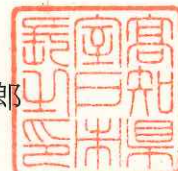


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の公表

令和2年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項により公表します。

令和2年4月7日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1) 物品又は役務の名称 及び数量	令和2年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務
(2) 契約締結日	令和2年4月8日
(3) 契約者氏名（名称） 及び所在地	公益社団法人 室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津2.6番地5
(4) 契約金額	515,504円以内
(5) 契約を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定する シルバー人材センターであり、提出された見積金額が予定 価格内であったため。
(6) 契約担当部署名称 及び所在地	室戸市 市民課 室戸市浮津2.5番地1
備 考	